

第 4 陳 述 書

―― 鑑定人問題と酷似のコンプライアンス違反について ――

平成 27 年 2 月 28 日

第 1 部 はじめに

本件訴訟の原因となった悪質鑑定人問題は、保険業法にも違反する極めて重大なコンプライアンス違反です。先般提出の私の陳述書第 9 部(甲第 23 号証の 9)にも記述したとおり、被告はコンプライアンス違反のデパート、オンパレードです。

その中でも特にこの鑑定人問題に関するコンプライアンス違反に非常に酷似している事案は「英国子会社問題」です。会社ぐるみで長年不祥事を隠蔽し続けてきた点、株主総会で質問されても逃げまくる点等を見ても、鑑定人問題に非常に酷似しています。

被告・三井住友海上は鐘ヶ江鑑定人問題をはじめとして、コンプライアンス違反をするような企業ではないと主張していますが、この「英国子会社問題の結末」をみれば、それがいかに事実と異なるかがよくわかります。また、乙第 20 号証の「課長昇進適齢期」を遥かに過ぎた準定年直前の私への懲戒処分も、この「英国子会社問題」の私の追及行為を阻害するための極めて不当な懲戒処分で、懲戒処分に関する提出書類の捏造、偽造部分も多くあります。

したがって、この「英国子会社問題」を詳しく述べることによって、本件訴訟の原因となった鐘ヶ江洋三という鑑定人の問題も良く見えてくると思いますので、この「英国子会社問題」については陳述書第 6 部(甲第 23 号証の 6)「被告による懲戒処分の不当性」および陳述書第 9 部(甲第 23 号証の 9)「被告の数々のコンプライアンス違反について」にも記述してありますが、さらに詳しく述べさせていただきます。

第2部 鑑定人問題と英国子会社問題の酷似性.

被告・三井住友海上の英国子会社問題は、本件訴訟の原因となった鑑定人問題と非常に共通しています。被告は長年、「何ら問題が無い」と虚偽の主張をして逃げ続けてきましたが、最後には、英国という外国の政府から「罰金刑という刑罰」を受けるという「日本の恥」となる結果となりました。

鑑定人も、損害調査でずさんな仕事をすれば、依頼した被告・三井住友海上だけではなく、共同保険、重複保険等で日本の損害保険業界全体が莫大な損害を受けるだけではなく、再保険等で世界中の損害保険会社に莫大な損害を与えます。後述のとおり、英国子会社問題では最後には、マスコミに「三井住友海上は日本の恥」とまで記事にかかれていますが、同様に鐘ヶ江洋三のような悪質鑑定人と癒着している被告・三井住友海上は、英国子会社問題と同様、「日本の恥」なのです。

被告・三井住友海上は、鐘ヶ江洋三鑑定人問題について、コンプライアンス違反の不祥事ではなく、そもそも被告・三井住友海上はコンプライアンス違反をするような会社ではないと主張していますが、それがとんでもない虚偽であることは、この英国子会社問題の結果からも極めて明確です。

1. 英国子会社問題の経緯概要

被告の英国子会社の重大なコンプライアンス違反の不祥事は金融庁に指摘され、海外営業活動の停止等極めて重大な処分を金融庁より受けましたが、その英国子会社の不祥事は改善されることが無く、その後も度々長年にわたり英国子会社のコンプライアンス違反は続き、株主総会の毎年の株主からの質問にも虚偽の発言をして逃げ回る等、その不祥事の隠ぺい工作を図り続けてきましたが、結局最後には逃げ切れずに英国の金融関連の管轄監督機関より4億円以上という巨額の罰金を命じられ、それを認め支払いました。

2. 保険金不払い事件での極めて厳しい被告への行政処分

(1) 2006年に起きた損害保険業界の「保険金不払い事件」で、被告・三井住友海上は他社に比べて、ずば抜けてその件数・金額が大きかったわけでもないのに、長期の営業停止等、他社に比して極めて厳しい行政処分を受けました。

しかし、その極めて厳しい行政処分の本当の理由は、この保険金不払いの行政処分を掲示した金融庁のホームページ(別紙1)の中にも表記してある「英国子会社問題」が、本当の原因だと言われています。

(2) その極めて厳しい行政処分後の、被告の株主総会で、株主が2006年の「保険金不払いによる業務停止処分」の本当の原因と噂されている「英国子会社の不祥事」の内容について、説明を求めたところ、会社側の回答は「不祥事でもなんでもない。ただ、今後、海外の子会社の管理監督をきちんとするようにといいことで、単に英国子会社がその一例とされただけだ」という株主総会での会社側の回答でした。その後の毎年の株主総会でも同様の逃げまくる回答を繰り返すだけで、同様に、鐘ヶ江鑑定人問題について株主総会で追及しても、英国子会社問題同様、「問題ない」の一点張りで毎年逃げ回るだけでした。

(3) ところが、その質問した株主のひとりが、この2006年の「英国子会社の不祥事」の内容について、金融庁に開示請求を求めたところ、金融庁より、「この件を開示することにより三井住友海上の今後の経営上大変な影響を及ぼすため開示できない」との非開示の決定通知でした。その株主は異議申し立てをして、さらに「英国子会社の不祥事」の内容について、再度開示請求を求めましたが、結果はやはり、「この件を開示することにより三井住友海上の今後の経営上大変な影響を及ぼすため開示できない」との再び非開示の決定通知でした。

(4) そうすると、「不祥事でもなんでもない」という回答の三井住友海上と金融庁の「この件を開示することにより三井住友海上の今後の経営上大変な影響を及ぼすため開示できない」という非開示理由が全く正反対です。三井住友海上の回答が正しいとすれば、金融庁は嘘をついているということになります。また逆に、

金融庁の非開示理由が正しいとすれば三井住友海上は嘘をついていることとなります。

3. 英国子会社再度の不祥事

- (1) しかし、そのわずか数年後に、「再度の英国子会社の重大不祥事に金融庁激怒・怒り心頭か?」という趣旨の記事が、経済誌の「2010年・選択5月号」(別紙2-1)と「2010年・金融ビジネス春号」(別紙2-2)のふたつの経済誌に相次いで極めて詳細に報じられました。

例えば、経済誌「選択5月号(別紙2-1)」では、「三井住友海上『巨額損失』の真相」との見出しで、なぜ英国子会社で2008年に数百億円もの巨額損失が発生したかという理由として「子会社が独自判断できる引き受け限度額を大幅に超過していたにもかかわらず、英国子会社は本社取締役会に本件を諮らなかつた」と報じています。また、経済誌「金融ビジネス春号(別紙2-2)」は、「三井住友海上が金融庁に全面屈服した『罪の告白』の中身」という見出しで、その内容について極めて詳しく報じています。

つまり、いずれの記事も2006年の金融庁の極めて厳しい「保険金不払いによる業務停止処分」の本当の原因と噂されている「英国子会社の大不祥事」が、なんとまたしても、2008年に起きてしまったという内容です。

- (2) もし、このふたつの経済誌の内容が事実と違うということであれば、このふたつの経済誌に対して、被告・三井住友海上は抗議するはずですが、通常、被告・三井住友海上は経営に重大な影響を及ぼすような事案で、マスコミに事実と異なることを記事にされた場合は、それらのマスコミに抗議し、そして抗議したことも通常は社内インターネットの業務連絡で全社員に伝えます。しかしながら、私がこのふたつの経済誌を確認したところ、被告・三井住友海上からは、何ら抗議は来ていないそうです。また、社内インターネットの業務連絡でも社員に何らの連絡通知もありませんでした。

つまり、何らの抗議していないということは、これらの記事は事実ということで、被告・三井住友海上の英国子会社は極めて重大な不祥事を起こしたということに他なりません。

前述のとおり、株主のひとりが、この2006年の「英国子会社の不祥事」の内容について、金融庁に開示請求を求めたところ、金融庁の主張することと、被告・三井住友海上の主張することが全く正反対でした。つまり、結果的に三井住友海上が虚偽のことを言っていたのです。それは後記の英国政府の罰金刑からも明らかです。

当然、金融庁は激怒しました。なぜならば、金融庁のホームページ(別紙1)の「当該者に対して経理手続きが不適切なことを口頭にて注意するに留まり、特段の処分を行っていない」という記述のとおり、既に2006年度の時点で、「どうして当時の英国子会社の社長であるアラン・ゲストをクビにしなかったのか!」と怒っていたのです。そのアラン・ゲストが社長をしている英国子会社がまたまた、大不祥事を起こしたのですから、金融庁の怒りは大変なものでした。

内部告発者によると、特殊な事情が有り、このアラン・ゲスト社長を解雇して追放することを被告はできなかったのです。つまり、この「アラン・ゲスト社長」を「鐘ヶ江鑑定人」に置き換えると、ますます鐘ヶ江鑑定人問題とこの英国子会社問題が酷似してきます。

- (3) そこで、被告・三井住友海上は、徹底的に金融庁に根回しすべく、ホームページ「2ちゃんねる」の書き込み記述(別紙3)、および、「月刊：FACTAの2012年9月号の記事(別紙4)」のとおり、金融庁とつながりのある藤本進専務執行役員が金融庁に徹底的に根回しして何とか行政処分を免れたという風聞となっています。
- (4) しかしながら、この再度の英国子会社の不祥事についても、被告・三井住友海上は、本件英国子会社問題を追及する株主の質問に対して、またもや以前と同様に「不祥事でもなんでもなし。ただ、今後、海外の子会社の管理監督をきちんと

するようにということで、単に英国子会社がその一例とされただけだ」という虚偽の回答を株主総会で、その後も毎年続けてきました。また、その後、朝日新聞の記事(別紙5)にも沈黙を続けました。

第3部 英国政府が被告に巨額の罰金刑

1. 遂に悪質なコンプライアンス違反が摘発

- (1) 前述のとおり、長年、社員、株主等、関係者に対して被告はコンプライアンス違反を隠し続けましたが、遂に英国政府の堪忍袋の緒が切れました。日本経済新聞をはじめとした各マスコミの記事(別紙6)のとおり、2012年5月8日、英国政府の金融監督機関の英国金融サービス機構(FAS)から、欧州の拠点MSIEU(被告・三井住友海上の英国子会社)に「企業統治に(多数の)重大な怠慢行為があった」として、会社に330万ポンド(4億3千万円)、当時の熊谷陽一社長個人に11万9300ポンドの罰金(約1,500万円)が科せられ、(さらに)ロンドンで二度と働けない「追放処分」となったのです。

つまり、長年、株主総会の場で、金融庁により行政処分を受けた「アラン・ゲストが社長をしていた英国子会社の件」や「各経済誌や朝日新聞による400億以上の巨額損失事件」等、何年も前から株主の「英国子会社に関する追求」に対して、被告・三井住友海上は「ガバナンスには何の問題も無い」など虚偽の回答、「株主総会と関係がないので回答を拒否」など、長年逃げ回ってきました。これらの経緯も、鐘ヶ江鑑定人問題と同様に、私からの多数の質問状も無視して、鐘ヶ江洋三という鑑定人や三和鑑定事務所と異常な癒着を続けてきたことも極めて類似しています。

しかし、とうとうその化けの皮がはがれ、本年5月に英国政府より「三井住友海上の英国での業務ではガバナンスがまったくなされていない」として前述のとおり「三井住友海上に4億3千万円もの異例の巨額の罰金」、さらには極めて悪

質として三井住友海上の担当役員の「熊谷陽一」個人にも1,500万以上という巨額の罰金刑を科した上に、英国からの国外追放としました。英国政府は以前より改善を指示していましたが、被告・三井住友海上はそれに応じなかったため、英国政府は激怒し、このような厳しい処分となったものです。

- (2) 罰金を支払ったと言うことは、三井住友海上が長年のコンプライアンス違反を認めたということです。また、「罰金」とは「刑罰」として科されるものですから、まさに犯罪、コンプライアンス違反です。

このように、長年に渡り一向に改善の傾向が見られずますます泥沼に陥っていた被告・三井住友海上の英国子会社問題が、とうとう長年の化けの皮がはがれて摘発されてしまいました。日本の金融庁をうまく丸め込んで日本での行政処分は逃れても、英国政府によって、極めて異例の厳しい処分が下されたのです。こんな恥ずかしい話はありません。日本の金融庁もいかにいい加減で、民間の金融機関と癒着しているかが暴露されて世界中に恥をさらしました。

- (3) そして、ついに被告・三井住友海上の英国子会社問題があのおリンパスを実質的に崩壊(ソニー傘下)に追い込んだ「月刊：FACTA」の2012年9月号の記事(別紙4)になりました。その記事の中であまりの三井住友海上の懲りない長年のコンプライアンス違反について、前述のとおり「三井住友海上は日本の恥」とまで極めて強烈に批判しています。

———<「月刊：FACTA」の関係記事・2012年9月号より要旨抜粋>———

◆三井住友海上は日本の恥

<ロンドン拠点の社長追放と罰金の烙印>

リスクに不感症の日本の金融機関といえば、三井住友海上である。5月8日、英国金融サービス機構(FAS)から、欧州の拠点MSIEU(英国子会社)に「企業統治に(多数の)重大な怠慢行為があった」として、会社に330万ポンド(4億3千万円)、当時の熊谷陽一社長個人に11万9300ポンドの罰金が科せられ、(さらに)ロンドンで二度と働けない「追放処分」となった。

新聞の記事で報じられ、英国金融サービス機構の公開文書では詳細に記述されて隠れようもないのに、3ヶ月経っても三井住友海上はこの件で会見やリリースによる謝罪や釈明もしていない。江頭敏明会長や経営陣はひたすらほっかむりで、ほとぼりが冷めるのを待つだけだ。

(中 略)

<豊田家の女婿がいながら>

三井住友海上の恥というよりも、ほとんど日本の恥。リスク管理および国際管理担当役員は、旧大蔵省で国際畑を歩き、官房審議官から欧州復興開発銀行理事を経た藤本進専務執行役員。豊田章一郎のトヨタ自動車名誉会長の女婿としても知られるこの国際通に「ぜひ釈明を聞きたい」という本誌の要請はまだかなえられていない。

—————(以上が「月刊：FACTA」の記事の概要)—————

つまり、昨年三井住友海上の株主総会で本件の質問に関して逃げまくったばかりでなく、その後「月刊：FACTA」の記事になった後も、三井住友海上は同誌の取材から逃げまくっているという恥ずかしさです。

2. 誰もが処分を受けていないことについて

しかし、このような英国政府による巨額の罰金刑、つまり刑事罰を被告・三井住友海上は受けながら、誰もが責任を取らず、懲戒処分も受けていないのです。刑事罰を受けながらこのようなことは常識的に考えられません。

鐘ヶ江鑑定人問題同様、会社ぐるみで長年続けてきたコンプライアンス違反ですので、特定の個人を懲戒処分するわけにはいかないのです。

私が個人的トラブルで収束した業務と何ら関係ないことを、被告は針小棒大に騒ぎ立てて、無理矢理、不当な懲戒処分をしました。こんな始末書さえ書かなくていいことについて懲戒処分をして、英国子会社問題のような巨額の罰金刑、つまり刑事罰を被告・三井住友海上は受けながら、誰もが責任を取らず、懲戒処分も受けていないということは理不尽極まりありません。

3. 英国子会社問題で内部告発も活発に

私が原告である本件訴訟が、「私の陳述書第9部(甲第23号証の9)の別紙1」のとおり、日本最大インターネット新聞「マイ・ニュース・ジャパン」の記事として、同新聞のホームページに掲載され、大変な反響を呼んだことやおそらくきっかけかと思いますが、本件鑑定人問題が同新聞の記事になってから、多数の被告の内部告発者から、応援とともに、被告の英国子会社問題の内部告発の資料が続々と送付されてきています。鐘ヶ江洋三という悪質鑑定人に関する、英国子会社と同様の重大なコンプライアンス違反の不祥事を追及している原告である私を応援しているのでしょう。内部告発の手紙とともに、次の各種機密資料も同封されてきています。

- ・別紙7の1 金融庁からの質問表(全21ページ)
- ・別紙7の2 金融庁への確認表(全19ページ)
- ・別紙7の3 「LOM FS事業の総括」(全31ページ)
- ・別紙7の4 ZCPの分析(全19ページ)
- ・別紙7の5 CDS(ZCP)契約の引き受けについて(全3ページ)

その他の次の機密書類も内部告発者より送付されてきています。

- ・別紙8の1 ZCP契約の対応について(全2ページ)
- ・別紙8の2 ZCP対応PT 第4回ミーティング(全1ページ)
- ・別紙8の3 FSチームとの議論(全2ページ)

これらの書類を、金融に詳しい大手マスコミの経済記者に見せたところ、「とんでもない機密書類で、これに関わった経営陣らは、株主代表訴訟を提訴されても当然である」とのことでした。

第4部 終わりに

鐘ヶ江鑑定人問題と極めて酷似している英国子会社問題は、このように最後には逃げ切れずに、英国政府から摘発されて巨額の罰金刑という刑罰を受ける結果となりました。

本件訴訟も被告は三井住友海上ですが、訴訟の原因は鐘ヶ江洋三という悪質鑑定人と三和鑑定事務所と被告・三井住友海上の癒着が原因です。これらの悪質鑑定人問題も英国子会社問題同様に、正義の鉄槌が下される日が来るかもしれません。

以 上